

定 款

一般社団法人福岡県木材組合連合会

一般社団法人福岡県木材組合連合会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県木材組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(事務所)

第2条 この連合会は、主たる事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第3条 この連合会は、県内の木材業者及び製材業者が緊密な連携を図り、その資質と識見の向上に努めるとともに、広く県民に対して、環境に優しく再生産が可能な木材利用の意義の普及啓発と、その利用促進を通じて、木材産業の健全な発展を図り、もって本県経済の発展と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 木材に関する知識の普及啓発及び木材の利用促進に関すること
- (2) 高品質の木材製品の普及及び推進に関すること
- (3) 木材業及び製材業等の生産性向上のための技術、技能の普及に関すること
- (4) 木材業及び製材業等の振興に関すること
- (5) 木材業及び製材業並びに関連産業の動向等の調査研究に関すること
- (6) 木材業者登録に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、連合会の目的を達成するため必要な事業

第 2 章 会 員

(種 別)

第5条 この連合会は、この連合会の事業に賛同する個人又は団体であって、次の規定によりこの連合会の会員となった者をもって構成する。

- (1) 正会員 木材業又は製材業等を営む者をもって組織する団体で、この連合会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 正会員以外の個人又は団体で、この連合会の事業を賛助するため入会した個人または団体

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 第7条(入会金及び会費)の支払義務を2年以上履行しなかったとき

(3) 正会員全員の同意があったとき

(4) 死亡、又は会員である団体が解散したとき

(5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) この連合会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(抛出金品の不返還等)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(剰余金の分配)

第12条 この連合会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 3 章 役 員 等

(種類及び定数)

第13条 この連合会に、次の役員を置く。

(1) 理事 12人以上15人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、3人以内を副会長、1人を専務理事、1人を常務理事（必要に応じて置く。）とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員である団体の代表者の中から選任する。ただし、理事のうち、必要があるときは、総会において正会員である団体の代表者以外から5人以内を選任することができる。但し、理事及びその親族である理事の合計数が、理事総数の3分の1以下とする。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務と権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この連合会を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この連合会の業務を分担執行する。

3 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務と権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集することができる。

(役員任期)

第17条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員は、いつでも、総会の決議をもって解任することができる。

(役員の報酬等)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問及び相談役)

第20条 この連合会に、任意の機関として、それぞれ3名以内の顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために必要な費用を弁償することができる。

第 4 章 総 会

(構 成)

第21条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(種 別)

第22条 この連合会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の通常総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(権 限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 事業報告及び収支決算の承認

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

- (3) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 会員の除名
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第24条 通常総会は、原則として毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第25条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第27条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第29条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、第28条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数(書面表決者及び表決委任者がある場合は、その旨を付記すること。)

(3) 議事の経過の概要及びその結果

(4) 総会に出席した理事、監事の氏名

(5) 総会の議長の氏名

(6) 議事録作成を行った理事の氏名

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第31条 この連合会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この連合会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

(4) 総会に付議すべき事項の決定

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 この連合会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第38条 この連合会の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第39条 この連合会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この連合会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けるとともに、総会に報告して承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、通常総会に報告して承認を受けなければならない。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類及び監査報告については、主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金)

第44条 この連合会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 この連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第47条 この連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この連合会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第49条 この連合会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、会長が任免する。

ただし、重要な使用人の選任及び解任は理事会において決定する。

4 前各項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 10 章 補 則

(委 任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この連合会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この連合会の最初の会長は角和憲とする。